



ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

ボランティア活動保険の「大規模災害特例」とは？

今年も台風シーズンが近づいてきましたが、最近では年間を通じて、甚大な被害をもたらす自然災害が全国各地で頻発し、災害救援ボランティアには大きな期待が寄せられるとともに、その支援活動は多大な役割を担っています。

そこで今回は、台風や洪水、地震・噴火・津波などによって発生する「大規模災害」の場合の「ボランティア活動保険」の取り扱いについてお知らせします。



「大規模災害特例」って、なんですか？

全社協の「ボランティア活動保険」では、大規模災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置され、災害復旧対応のボランティア活動に緊急性がある場合、被災地の道県社会福祉協議会から全国社会福祉協議会への要請にもとづいて、「大規模災害特例」を適用し、ボランティアの方々が、速やかに災害復旧活動に対応できるような利便性を図っています。

「大規模災害特例」が適用された場合と、通常の場合とでは何が違うのですか？

- ① 補償開始・・・通常は加入申込手続きの完了した日の翌日午前0時から補償開始となりますが、大規模災害特例が適用された場合は、社会福祉協議会で加入申込手続きが完了した時点から即時の補償開始となります。
- ② 加入申込み・・・通常はボランティア自身が所属または居住する最寄りの社会福祉協議会でボランティア活動保険を申込みいただけますが、大規模災害時のボランティアの場合は、被災地の社会福祉協議会でも加入が可能となります。(ボランティア活動保険は自宅と活動場所の往復途上も補償されます。また、被災地では混乱も想定されますので、極力、自宅最寄りの社会福祉協議会で加入してください)

ボランティア活動保険の「基本タイプ」と「天災タイプ」では、補償がどのように違うのですか？

- ① 「基本タイプ」は、ボランティア活動中のケガと損害賠償責任を補償するタイプですが、天災(地震・噴火・津波)が原因によるケガは補償されません。なお、台風・洪水・突風など、地震・噴火・津波以外の災害によるケガは、基本タイプでも補償されます。
- ② 「天災タイプ」は、基本タイプの補償範囲に加えて、天災(地震・噴火・津波)が原因によるケガも補償されます。(なお、天災による賠償責任の補償は、対象外です)

どちらのタイプに加入すればいいのですか？

上記のとおり、台風・洪水・突風などの風水害によるケガは、「基本タイプ」、「天災タイプ」のいずれでも補償されますが、「天災タイプ」でなければ補償の対象にならないのは、地震・噴火・津波が原因によるケガの補償です。

したがって、震災復旧などのボランティア活動中に、余震によって崩れた建物でケガをされたような場合は、「天災タイプ」でなければ補償されません。

ご加入にあたっては、ボランティア活動保険パンフレットを参照いただき、必要な補償をよくご確認ください。

※福祉保険サービスのホームページからもパンフレットをご覧いただけます。
ふくしの保険 <http://www.fukushihoken.co.jp/>

<取扱代理店>株式会社福祉保険サービス
〒100-0013東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

<引受保険会社>損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5137

SJNK17-03696(2017/06/15)

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>